

第1249号

AFN-1249

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H31. 1 / 7 (月)



あけましておめでとうございます

本年も葵総合経営センターだより週刊版「Timely」をよろしくお願ひ申し上げます。



『2019年度税制改正大綱発表 目立つ消費税増税の短期的対応』

2019年度与党税制改正大綱が12月14日に発表された。10月に予定されている消費税10%への増税を受けて、住宅ローン控除の期間延長(13年)や自動車の保有にかかる税負担の軽減、新規登録の税率の引き下げ等影響が大きい部分への措置が行われた。また、軽減税率制度の導入に向けた周知徹底およびレジ導入等への支援が明記され、対象品目等更に検討を継続するとしている。

平成30年度税制改正による法人の事業承継税制に続き、個人事業者の事業用建物及び一定の減価償却資産を対象に税額の猶予割合を100%とし、生前贈与も対象として加えられる。10年間の特例措置として法人との足並みを揃える形だ。

法人関連では中小企業の軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限2年延長となる。また研究開発への投資の後押しのために、産学連携等における控除の運用の明確化や、活発な企業の試験研究活動への控除率の割増し等を行う。また、医療分野においては地域医療構想で合意された病床の再編等の建物および付属設備、高額医療機器等の効率利用に向けた特別償却制度の拡充・見直し等が予定されている。

『特別控除等の適用で多数の誤り 特定増改築、是正促す—国税庁』

国税庁は所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のいずれも申告した場合等に関して、25年分から28年分までの所得税の確定申告書を提出するなどした納税者のうち、**最大で約1万4,500人について申告誤りの是正が必要なが判明したと発表した。**該当する納税者に対しては所轄の税務署から、いま一度、自身の申告内容を見直し、申告誤りのあった内容を是正し、不足分の税額を納付するよう促した。6月に会計検査院から申告誤りが多く見受けられるとの指摘を受け、申告誤りがある納税者を特定するため、同庁が提出された申告書を見直した結果、判明した。申告誤りのケースは以下の通り。

【ケース1】(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について、合わせて適用を受けた場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算誤り【ケース2】(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例との重複適用【ケース3】贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のうち、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用における所得要件の確認もれ。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com